

(非公式訳)

投資委員会布告

第 4/2556 号

件名: 奨励外国法人に住居または事務所のための不動産所有許可期間の延長

奨励外国法人に対し事務所および投資家そして従業員の住居のための用地に便宜を図り、不動産業を振興させるため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 27 条の権限に基づき、投資委員会は、2012 年 12 月 31 日に期限が切れる 2008 年 7 月 8 日付け投資委員会布告第 1/2551 号に基づく奨励外国法人に住居または事務所のための不動産所有許可期間を 2017 年 12 月 31 日まで延長する。

布告日 2013 年 2 月 28 日

キティラット・ナラノン

副首相

投資委員会委員長